

遊佐町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第546回遊佐町議会臨時会を令和3年4月20日遊佐町役場に招集する。

令和3年4月12日

遊佐町長 時田 博機

第546回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年4月20日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第47号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

日程第 4 議第48号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第49号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第50号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第51号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第52号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第 9 議第53号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

※事件案件の審議及び採決

日程第11 議第54号 除雪ドーザの取得について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総務課長	中	川	三	彦	君	企画課長	佐	藤	光	弥	君	
産業課長兼 農委事務局長	渡	会	和	裕	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君	
健康福祉課長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君	
会計管理者 教育委員 教育課長	館	内	ひろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
	菅	原	三	恵	子	君						

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第546回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
(午前10時)

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、赤塚英一議員、9番、阿部満吉議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第546回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日4月19日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日4月20日の1日限りといたしました。

審議日程につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決処分6件、補正予算1件、事件案件1件を一括上程し、専決処分6件、補正予算1件、事件案件1件の審議及び採決を行い、第546回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査をいたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第10まで、議第47号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてほか専決処分5件、議第53号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）、議第54号 除雪ドーザの取得についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） 皆さん、おはようございます。新年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症対策本部会議も、我が町でも4月18日、日曜日と4月19日、月曜日、連日開催してちょうど25回目を迎えたところであります。感染症拡大が収まらず、首都圏等ではさらに厳しい非常事態宣言の要望も出される中で、議員各位には第546回臨時会の招集に応じていただきまして、参加を賜り、ご多用中大変感謝を申し上げます。

さて、私からただいまの議第47号から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第47号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について。本案につきましては、令和2年度の地方譲与税等の交付額が確定したことなどにより補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入では、譲与税等で316万5,000円、交付税では特別交付税で9,313万4,000円、国庫支出金では3,069万6,000円、地方債では110万円、寄附金では福祉費寄附金で300万円、環境衛生費寄附金で600万円をそれぞれ増額する一方、繰入金では財政調整基金繰入金で4,379万5,000円、庁舎等建設基金繰入金で1,030万円をそれぞれ減額するなど、歳入補正総額で8,300万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、遊佐パーキングエリアタウン整備基金積立金で5,000万円、義務教育費施設整備基金積立金で2,200万円、環境保全基金積立金で600万円、福祉基金積立金で300万円、観光施設整備基金積立金で201万6,000円で、森林環境税等の活用基金積立金で214万4,000円をそれぞれ増額する一方、事業費の精査により216万円を減額し、歳出補正総額で8,300万円を増額したものであります。

議第48号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、第1号被保険者の保険料の減免措置について、令和3年度分についても引き続き減免措置の適用をするため、提案するものであります。

議第49号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和3年4月1日施行の遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、押印等の見直しを行ったものであります。

議第50号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和3年4月1日施行の遊佐町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、町民税に係る各種申告書の提出方法等の一部改正、固定資産税に係る評価替えに伴う適用年度の整理、軽自動車税に係る特例適用の延長等の改正を行ったものであります。

議第51号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和3年4月1日施行の遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、課税特例の適用年度を整理する見直しを行ったものであります。

議第52号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う固定資産税の課税免除に係る適用の経過措置の規定を整備する必要があるため、遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、固定資産税の課税免除の適用の延長を規定するものであります。

議第53号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）。本案につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業とその体制整備及び地方経済対策など、緊急性に鑑み諸般の情勢に即応するため補正するものであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を90億800万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方創生臨時交付金などの国庫支出金で7,100万円を増額し、歳入補正総額で7,100万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきまして申し上げますと、総務費で1,035万8,000円、衛生費で5,043万2,000円、商工費で621万円、教育費で400万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で7,100万円を増額計上するものであります。

議第54号 除雪ドーザの取得について。本案につきましては、積雪期の町道の円滑な除雪作業を行うため、除雪ドーザ8トン級を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、専決処分案件6件、補正予算案件1件、事件案件1件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第47号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私から1点ご質問いたします。

資料9ページの歳入で言えば、18款寄附金、1項寄附金、6目保健環境衛生費寄附金、1節環境衛生費寄附金600万円、環境衛生事業寄附金となっております。それから、歳出でいう10ページも同じく、こちらは環境保全積立金というふうになっておるわけですが、この説明としていただいた概要の中に、庄内風力発電株式会社500万円、株式会社庄内環境エネルギー100万円というふうになっております。これまでの積立及び活用の実績についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

環境保全基金のこれまでの積立の実績、それから活用の実績というご質問でございました。今回合計で600万円の寄附金を積立をさせていただいたところでございますが、こちらの先ほど議員からございま

した庄内風力発電株式会社様、それから株式会社庄内環境エネルギー様の寄附については、平成26年度からずっといただいているという経過がございます。これまでの環境保全基金については、これは令和元年度末の、今から1年ちょっと前の数字でございますが、決算のときに報告をさせていただいた5,827万1,293円というのが残高ということになりまして、その後令和2年度の寄附金が加算をされて、令和2年度末がこれから発表になるということでございます。

一方のその活用の状況でございますが、これまで環境保全基金を活用した事業と申しますと、まず松くい虫防除事業、こちらのほうに充当してきた経過がございます。平成28年度からは、砂丘地砂防林環境整備推進協議会クロマツ保全事業補助金、こちらのほうに充当をしましてまいりました。また、令和元年度につきましては、水環境保全事業、それから同じように松くい虫の防除事業のほうに充当をして活用させていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） こちらは活用の結果、その残高のようなものはどのようになったでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

先ほどお答え申し上げました5,827万1,293円、これが令和2年3月31日現在の残高ということでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私がこれをお尋ねしましたのは、ただいま風力に関してはいろんな面で話題になることが多いのですが、エネルギーの地産地消と並んで固定資産税、それから雇用などの利益の還元策について町民の高い関心を感じるものですから、ぜひ今後とも広報に努めるべきだというふうに考えておりますので、これを申し上げて質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第47号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第48号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題

といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第48号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第49号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第50号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたし

ます。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議第51号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8、議第52号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございません

か。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第9、議第53号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 歳出、5ページ、款4衛生費、節の12委託料3,244万6,000円、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料等についてお尋ねします。

これは新聞報道でございますが、接種に関わるコールセンターの設置ということで、遊佐町については未定ということになっております。今現在も未定なのかを1点お尋ねしたい。

さらには、このコールセンターのダイヤル、役場専用ダイヤルという記載がございます。これに今現在どれくらいの間合せがあるのかお尋ねをいたします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） それでは、お答えいたします。

コールセンターにつきましては、遊佐町では接種予定日の前3日から4日前にその接種予定者に対してその人が受けるかどうかを確認するための業務を委託する予定であります。そのため、今現在ではまだコールセンターとは委託業務はしていない状況です。今月中に業務を委託しまして、5月から始まる接種に向けて準備していくという予定でいます。

それから、間合せのことについてですけれども、接種券を発行してからこれまで何件というのは記録が残っていませんけれども、1日数件間合せがあるそうです。内容としましては、接種がいつからできるのかとか、あとは施設に入っている家族から、いわゆる町外に住所がある人がそこで接種できるのかとか、それからかかりつけ医で接種できるのかというような内容での間合せがあるそうです。

以上です。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 今の件については分かりました。

さらには、既に実施をしている自治体がございます。12日からは山形市で、新聞報道ですけれども、小さな針が希望を打つというような大きい見出しで、実施をされているという報道がなされています。実施されている自治体と実施されていない我が遊佐町のこの差というものほどのように考えればよろしいのでしょうか。町民としては一日も早い接種を希望しているのだと思います。この遊佐町ではまだだという事実、これのご見解をお願いいたします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

当初国から県に入ってくるワクチンの数については数限りがありまして、例えば県で10箱とか、そういった少ない数が入ってきておりました。そのため、県内全市町村に均等に分けるというのではなく、希望があったところにそのワクチンを配布するというところで進んでおりました。そうしたときにこちらで手を

挙げたりすると、例えば100人分しか来ないとかすごい少ない人数分しか入ってこないことになります。そのため、町としては継続を一応大切にするとということで、たとえ100人来たとしても例えばどんな人をするのか、そして100人打ったとしたらまた期間がずっと空くわけですから、その町民の方に不安とかを与えるわけですので、ある程度きちんと入ってくる時期に接種をしていくということで考えておりました、そこで遊佐町のほうが少し遅れているということになっております。接種につきましては、5月から始めていく予定で考えています。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 一日も早い体制で接種できることを願いつつ、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） おはようございます。今年は外出が少なかったせいか、桜の花がとてもきれいに感じられる年でありました。遊佐町の桜回廊も長い期間桜がもって、とても景色のいい本当に穏やかな日々を過ごせたなと思っております。間もなくゴールデンウィークがやってまいります。さきの全員協議会の中で、3月29日の日にご説明がありましたこちらは遊佐町泊まってお得！！キャンペーンの内容ついて、再度確認をさせていただきたいと思っております。

3月29日から本日まで、状況が刻一刻と変わるせわしい世の中になっております。中でも、蔓延防止やそういう対策が取られても人の動きに歯止めがかからないという事態が起きております。また、県内でも感染力の強いN501Yのウイルスが出ておりました。まさに今、都内では緊急事態宣言が出されようとしているそのときに、ワクチン接種も現在遅れているわけでありましてけれども、その中でこのような泊まってお得！！キャンペーン実施ということでありますけれども、前回の全員協議会の中でもお話をさせていただきましたけれども、やはり感染対策をしっかりと取っていただいで実行してくださいというお話をさせていただきましたけれども、状況が町内でもコロナウイルスに感染する方々が出ておられます。そんな中で、600万円ほどの予算がありますけれども、例えばこれをこのキャンペーンに使わないで、事業所の方々は日々の暮らしがとても大変なことと思っております。このお金を、キャンペーンというのはお客さんが来ていただければ使えるお金であります。これをやはり来ていただいなくても配分できるような、そんな活用はできないのかどうかお聞きしたいと思っております。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） ご説明申し上げます。

今、議員のほうからは直接事業所のほうにというお話がありましたけれども、直接所得補償を行う場合はその金額がその事業所に対しての効果でしかない。実際いろいろ事業を行うことによって、ほかへの経済の波及効果もございます。例えば仕入れ先とか、パートで働いていらっしゃる方の賃金とか、そういったところへの波及効果もございますので、事業所への補償となると事業所の所得の補填をするのみということになってしまいますので、事業を実施しながら経済を動かしていくということでこういったキャンペーンをしております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、課長からもご説明がありましたけれども、経済を動かすことによって下々までお金が回るという、そんな形でこの予算を取ったというお話でした。先ほども言いましたけれども、状況が変わっておりまして、やはりN501Yの感染力というのは、例えば昨日のニュースなどにもありましたけれども、喫茶店でコーヒーを飲んで、マスク飲食をしながらやっても感染するというそれほど強い感染力を持ったウイルスであるということが世の中では報道されております。

その中で、遊佐町の観光客誘致の中で、宿泊の中で、例えば朝食、夕食などの会食がありますけれども、そんな中で例えば朝食、夕食などをどういう形で指導していくのか。例えば今までのバイキング形式でいくのか、もしくは個室形式でいくのか、このキャンペーンを使うに当たってのその方針をお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） これまでも宿泊施設等に対しては感染予防のお願いをしてきているわけですが、例えばですけれども、遊樂里さんでは十分なソーシャルディスタンスを保つとか、クリア板で仕切る等、あとは人数が多くなれば大広間等を使って十分な距離を置く等の対策は取っているようです。産業課のほうでも感染対策に対する施設の助成等を行ってまいりましたので、ほかの事業所さんでも空気清浄機取り入れたりとか、そういったことはされているようです。ただ、今の議員おっしゃるとおり、感染力の強い変異株がはやってきているということもございますので、さらにその感染予防に関してはこちらからも対応をお願いしていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 3つの質問ということでありましたので、最後にさせていただきます。

今、感染力の強いウイルスであるということ認識して指導していきたいということでありました。町長の町民の皆様へのメッセージの中にも、このコロナウイルスはいつでもどこでも誰でもというお話がありました。本当にそのような事態に、去年よりはやはり悪いのではないのでしょうかと、状況が悪くなっているのではないかとと思われる中でのこのキャンペーンでありますので、もう一つお聞きしたいのが、このキャンペーンで残った、お客様からご利用いただけなかった金額に関しては、例えば国にお返しするのか、もしくは町のほうで使い切ることができるのか、その辺をお聞きしまして、万全な対策で事業所がコロナウイルスの発生によって悪くならないような状況をつくっていただいて、ぜひキャンペーンの実施を本当に感染を抑えるような形で行っていただきたいと思っております。そのお金の使い方の行方をお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 感染症対応地方創生臨時交付金の対象の事業になるわけですが、繰越された現在使っている分について具体的な計画が決まっているものについてはほとんどないというか、当初予算に盛り込んでおりませんので、今後具体的な事業を検討していきながら事業費の配分をしていく予定です。ですので、今回の宿泊のキャンペーンについても、残った金額についてはほかの事業で消化して、ほかの事業に充てて使用していくのが可能と思っております。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑は終了いたしました。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 端的に質問させていただきます。総務課長のほうに質問させていただきます。

2款の総務費の総務管理費、財産管理費の備品購入費のほうで、17節として新たにセッティングされたようであります。見ますと、福祉車両マイクロバス購入ということで書いてございますが、実は令和元年の年に入っています日赤バス、最後の最後の3月定例会でこれ何だかといろいろあって補正の減額になりました。その際の総務課長の説明では33万キロも走っているということで、まだ整備すれば車検も大丈夫だという説明があって、あれから40年ではないのですが、2年ほど経過したわけで、今回新たに臨時交付金を使って購入するような計画内容のようでございます。正直言えば、全部臨時交付金であればほぼ10分の10国から来ると理解をしておりますが、見積り見ますと当時720万円ほどでしたが、今回1,000万円を超える1,035万8,000円ですか、約280万円ほど増額になっておりますが、その見積りというか、導入するバスの概要について、簡単に結構ですので、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

平成31年度でたしか計上をしていた公用車購入費750万円ということで私どもも確認しておりました。これを最終的には執行しないで落としたということでございます。このときに想定をしていましたその公用車につきましては、ウェルキャブタイプ、具体的にはハイエースのバンというふうなタイプの車を想定した予算計上でございます。そのときに検討した結果として、そのウェルキャブタイプにした場合、今後透析患者が増えた場合の送迎に支障が出るということ、それから透析以外の用途として6月から9月の観光シーズンにかけて観光事業としてマイクロバスを使用する機会が多いことと、こういった検討結果を受けまして、これはこれまでどおりそのマイクロバス使用の福祉車両とするほうがよいのではないかという結論に至りまして、その定例会において皆減とした経過がございます。

今回の補正予算に計上しました公用車につきましては、マイクロバスのタイプ。したがって、現在使用させていただいております日赤バスと同じようなマイクロバスのタイプ。乗車定員が23名で、車椅子が2名、座席は20名、乗務員1名という仕様で、もちろんそこには車椅子仕様ですから、改造も加えるということで、その車両の価格に加えて各リフトの特別仕様なども入れた価格ということで、今回の1,000万円を超える予算計上ということでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） そのバスはやっぱり定期的に毎日はないと思いますが、酒田のほうに運行になると思いますので、まして負担なくして、言い方悪いのですが、更新をしていただければなど、そのように思います。

次に、教育課のほうに質問させていただきますが、10款の教育費、4項社会教育費、4目の図書館費の目に、これまた地方創生臨時交付金を財源としまして、町立図書館の空調設備更新工事を伴うための設計委託料400万円ほど計上されているようです。図書館は、ちょっと調べますと平成2年の年に設置になりました。たしか7代目の菅原与喜夫町長の頃だったと思います。それから30年ほど経過する状況にありますが、実は平成22、3年頃ですか、総務省の緑の分権改革という事業がありまして、実証実験ということで、

木質バイオマスの利用、それからマイクロ水力発電の実証調査、それから地下水利用によるヒートポンプの実証調査があったと記憶しております。マイクロ水力発電については小学校の脇とか中学校の脇の水路に相談が来まして、ここでいいのではないかと私も話をした経過があります。その中で、地下水利用のヒートポンプで町立図書館のほうに導入をしたという経過があります。

それで、実は私と8番議員、酒田行政組合の議員しておりますが、メール登録しておりますと、火災になるとメールでどこどこが火事ですと来ます。そんな中で、実は2月の6日の夜の夜に信じられないメールが来まして、遊佐町立図書館火事ですというメールが来ました。ところが、これ誤報だったそうで、すぐ30分後訂正が入りましたが、その際もし把握できているならば、その原因は当時消防組合からは不明だというメールがありました。

そんな中で、この設計委託400万円について、これから一定の計画があって出すと思うのですが、このヒートポンプ形式をなくするような形での設計になるのかどうか、概要で結構ですので、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、さきの酒田広域行政組合での情報についてのご質問の件につきましては、図書館の作業室入り口付近の天井からの漏水、いわゆるヒートポンプの通水管からの漏水で、感知器の誤作動を引き起こしたことが原因とのことでした。大変ご心配をおかけしましたが、特段被害もなく、即修繕を施したという経過がありました。

まず、今回の設計委託の計上に至る経過から申し上げさせていただきます。現在の空調設備につきましては計画的にメンテナンスを行っておりますけれども、配管の腐食のほうが進んでいるという課題の背景がございます。度々修繕を施しておりますけれども、このため維持経費がかさんでいるという状況もございます。これに加えて配管が図書館設置当時の配管を利用しております、このほど2月には一部配管からの漏水が発生し、早急に切替える必要が生じてきたところがございます。もともとは大きな経費も伴いますので、令和4年度の振興計画に計上する予定でございましたけれども、このたびの新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の財源を活用して、このタイミングを生かして新たな安定的な空調設備を行って、感染症対策の徹底と感染リスクの低減も図る目的でまずは設計委託のほうを予算計上させていただいたというところでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 終わりです。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第53号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議を行います。

日程第10、議第54号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第54号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第546回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年4月20日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉